

入札監理小委員会 第 7 3 6 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第736回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和7年5月23日（金）15：50～17：29

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

○国民公園（京都御苑）の維持管理業務（環境省）

○LANシステムヘルプデスク業務（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

○事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務（警察庁）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、小尾副主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員
柏木専門委員、山本専門委員

（環境省）

自然環境局 京都御苑管理事務所

小口所長

幡豆庶務科長

自然環境局 総務課 国民公園室

山本国民公園専門官

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構）

管理本部 総務部 会計課

佐藤課長

栗山契約専門職

寺口調達チーム長

デジタル戦略部 デジタル戦略室

大東室長

デジタル戦略部 情報システム課

新関課長

杉山情報管理チーム長

塩谷チーム員

（警察庁）

長官官房 技術企画課

小鷲参事官

刑事局 国際捜査管理官

古澤課長補佐
佐久間課長補佐
藤本課長補佐

(事務局)

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官、杉田企画官

○川澤主査 ただいまから第736回入札監理小委員会を開催します。

初めに、国民公園（京都御苑）の維持管理業務の実施状況について、環境省自然環境局京都御苑管理事務所、小口所長から御説明をお願いしたいと思います。

○小口所長 環境省京都御苑管理事務所の小口と申します。では、私からは、京都御苑維持管理業務の実施状況について御説明いたします。

まず、業務の委託期間ですけれども、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間。受託業者は、一般財団法人国民公園協会となっております。

受託者決定の経緯ですけれども、資料1の2ページになりますが、民間競争入札実施要項に基づき入札を実施し、入札参加希望者1者から提出された企画書について審査をした結果、評価基準を満たしていたと。また、入札価格については、入札予定価格の制限範囲内だったため、上記の者を落札させたという経緯となっております。

続きまして、評価です。まず、事業の質に関する評価です。

1点目、達成すべき質、最低限満たすべき水準ですが、まずこちらの業務につきましては、実施要項により達成すべき質、最低限満たすべき水準として、個別業務を基に設定しております。

具体的な項目ですけれども、1つ目は、維持管理全体のマネジメント業務。2つ目としまして、維持管理業務。3つ目として、収益業務、この3本となっております。維持管理業務の中には、植生管理業務、清掃業務、巡視・利用指導業務、広報案内業務、この4本で構成をされています。

そうしましたら、事業の細かい中身は、時間の都合がありますので割愛いたしまして、評価の要点について御説明をしたいと思います。資料の2ページから6ページにかけて、評価の中身を書いております。

個別業務の質に関する履行状況ですけれども、受託事業者から提出された月別作業計画書、あと、報告書の内容及び各業務監督者の所見等から、マネジメント業務につきましては、一元的な管理の下、多岐にわたる業務間の総合的な調整及び適切な進行管理。

続きまして、植生管理業務は、樹木や園路等の適切な維持や管理。

清掃業務につきましては、ごみ拾いや掃除、トイレの点検及び清掃等により快適な施設の提供。

巡視・利用指導業務につきましては、禁止事項等の注意喚起や工作物の点検・補修等による安心・安全で快適な空間の提供。

あと、広報案内業務、こちらにつきましては、苑内のインフォメーション施設の設置ですとかSNSの活用、こういったものによりまして、利用者の多様なニーズに応じた苑内の情報発信。

あと、収益業務及び自主業務につきましては、包括的・統一的な苑内管理の下、維持業務への連携調整によってサービスの向上、こういったものが図られてきたということが認められます。

また、業務の不備等につきましては、こちらについては、明らかな業務の不備や重大な過失に起因する展示物及び設備・備品の損傷・遺失、こういったものはございませんでしたので、適切に管理されていたものと認められます。

イベント等の企画立案につきましても、京都御苑といいますと、自然資源、歴史的遺構、こういったものが特徴となっておりますが、こういったものの魅力を発信するイベント、こういったものを企画立案、実施してきたといったことが認められます。

以上のことから、いずれの項目につきましても、確実かつ適切に実施されたと認められ、適当であると評価できることから、達成すべき質であったという形で評価できると考えております。

続きまして、2番目ですが、民間事業者からの改善提案による改善実施事項、こちらについて御説明をします。

こちら、資料の6ページ目を御覧ください。受託事業者からは、企画提案時及び業務を履行する中で、サービス向上のための改善提案を受け、実施されております。

主な実施状況ですけれども、大きく3つに分けてまして、1点目が、維持管理全体に係る提案となっております。こちらにつきましては、インバウンド対策としまして、QRコードの読み取りなどから、スマートフォンで展開可能な多言語、これは、英語、中国語、フランス語になりますけれども、こちらのデジタル御苑マップ、こちらを作成するとともに、これに付随しまして、紙製のマップの削減も図っているというところになっております。

続きまして、広報案内業務や巡視・利用指導業務などにおきましては、各業務間で動植物の生態や季節の変化等の情報共有化、あるいは、案内用ツールを常時携行する、こういったものの対応を強化して、利用者の案内に活用しています。

あと、苑内利用者の安全性、快適性の確保や、災害や事故等における初期の緊急対応、これに備えまして、従事者がAEDを適切に使用できるよう、年1回、消防署と連携して講習を開催しております。

続きまして、2番目の維持業務に関する提案です。こちらは、植生管理業務について安全管理の徹底として、日常的に苑内危険木調査を行いまして、対象となる危険な樹木ですが、こういったものにつきましては、速やかに除去を行う。要は、落枝とかそういったものがあると事故につながりますので、そういったものについては早期発見、日常的に点検をして除去しているという状況です。

あと、スズメバチなどの危険生物、こちらにつきましても、巡回によって早期発見をしまして、実際にあれば、巣等の処理を行うのですけども、それまでの間にも立入り防止柵の設置等によりまして事故防止措置というものを行っております。

あと、清掃につきましても、良好な景観の維持に努めるために除草を行うのですけども、京都御苑も一般の方、子供を含めて利用する公園という性格上、薬剤散布というのがなじまない場所にありますので、そういった環境下における除草対策としまして温水除草、いわゆる熱湯によって根茎にある組織を破壊して生えなくするわけのですけども、こういったものによる雑草等の予防的対策というものを実施しております。

3番目としまして、収益業務における提案ですけども、まずは京都御苑の魅力を発信し、あと、京都の観光振興、こちらに資することを目的としまして、京都御苑でしか購入できない京都御苑オリジナル商品、具体的には、菊の御紋の入った冷酒グラスですとかそういった商品の開発を行いまして、これを、御苑の中の休憩所で販売を行っています。

あと、広報案内業務につきましては、ホームページですとかSNS、こういったものによりまして、開花情報や見どころに関する情報、これを定期的に発信しております。また、これはまだ作成途中ではありますが、蓄積したデータベースを有効活用した「苑内植物等の開花情報及び見所マップ」のウェブアプリ、こういったものを現在は作成しているところです。

続きまして、アンケート結果の分析になります。こちらは、5ページを御覧ください。5ページの上になります。御覧いただきますと、アンケート結果につきましては、充実、まあまあ充実、普通といった、ある程度、前向きの項目、こちらについての回答が8割近くを占めるという状況ですので、おおむね高い評価を得ていると考えております。

続きまして、実施経費についての評価で、こちらは、7ページを御覧ください。実施経費ですけども、単年度換算、今は3年業務を単純に3で割ったものですが、にしますと、8,524万3,333円となります。この中から、市場化テストの1期目から開始したマネジメント業務、あとは作業範囲が増加した清掃業務、こちらに係る経費を除きまし

て、従前経費、こちらと比較したときには、6,236万4,569円となりまして、令和元年度の従前の経費、これが6,090万9,091円となっておりますけれども、これと比較すると、差額145万5,478円の増加、削減率プラス2.4%という形となっております。ただし、増加となっておりますが、これは本件経費の大部分を人件費が占めるということから、こちらについては、人件費単価の上昇による影響だと考えられます。

参考までに、8ページに表をつけておりますけれども、最低賃金の金額の推移についても、こちらについては、令和元年度から令和5年度の上昇率が10.9%になっておりますし、また、表2のところにあります類似の職種の労務単価、こちらについても、17.2%という上昇率になっておりますので、これを見ますと、人件費の上昇による経費の増加ではなかったかと考えております。

続きまして、評価のまとめについて御説明します。こちらは、8ページを御覧ください。以上によりまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質、こちらにつきましては、目標を達成しているという形で評価できると考えております。

また、民間事業者の改善提案につきましても、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものであるという形で評価できると考えております。

また、実施経費につきましても先ほど御説明しましたとおり、約2.4%の増加とはなっておりますが、最低賃金及び労務単価の上昇分を勘案して考えますと、市場化テストによって一定の効果があったという形で、評価できるのではないかと考えております。

一方、課題につきましてですけれども、競争性の改善、こちらについては、今回も1者応札となってしまいましたので、こちらについては、まだ課題が残っていると考えております。

最後に、以上におきまして今後の方針でございますけれども、こちらにつきまして、本業務につきましては、1者応札の点、こちらを除きましては基準を満たしているものと考えております。一方、この1者応札、こちらの課題についてなんですけれども、競争参加資格の緩和とか情報開示ということを今回も行ってきたのですが、結果的には解消されなかったと。このため、さらなる1者応札改善に向けまして、業務説明会や入札説明会に参加した業者に対してヒアリングを行いましたけれども、そうしたところ、落札決定から業務開始までの期間があまりなくて、必要な人員体制の確保とかが困難と判断したといった回答がありました。

このため、次回また競争入札3期目ということであれば、入札公告開始を早めるなどの

対応を検討したいと思っております。また、さらなる詳細な情報開示等、公告みたいなものですが、こういったものにつきましても検討して、改善を図っていきたいと考えております。

以上、私からの説明となります。

○川澤主査 続きまして、同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 環境省京都御苑の維持管理業務の評価について御説明いたします。

事業の概要につきまして御説明いたします。京都御苑の維持管理業務について、資料のA-1、1ページ目から御説明いたします。①京都御苑の維持管理全体のマネジメント業務、②苑内での維持管理業務、植生管理、清掃業務、巡視・利用指導、広報案内、③収益施設等管理運営業務、売店飲食施設、駐車場、運動施設等の運営、自主事業、臨時の飲食・物販施設等の設置・管理運営を含むといった事業がございまして、③の収益施設の運営業務は、土地使用料を納めた上で、独立採算により行う業務となっております。

実施期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

受託事業者は、一般財団法人国民公園協会。

契約金額は、2億5,573万円。

入札の状況は1者応札で、説明会参加者が5者、予定価格内が1者となっております。

事業の目的は、国を代表する品格のある庭園として、歴史的資源、文化遺産を継承すること及び、自然環境を適切に保全しながら、苑内利用者が安心して快適に利用できる環境を整備して、社会的価値・機能を保持しながら、国が管理する公園にふさわしい、質の高い管理運営に資することを目的としております。

選定の経緯ですが、競争性に課題があったことから、平成19年から平成29年までの公物分科会のヒアリングにおいて、業務の対象範囲、収益業務を対象に入れるかというところを含め、市場化テストとして実施することの適否についても検討が重ねられまして、平成30年基本方針において選定されております。

次、2ページ目に参ります。評価の概要ですが、市場化テストを継続することが適当である。競争性の確保という点において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると整理しております。

評価の方法については、環境省から提出された令和5年4月から令和7年3月までの実施状況についての報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費、及びその前提としての競争性等の観点から評価を行っております。

公共サービスの実施内容に関する評価、確保されるべき質の達成状況ですが、達成されるべき水準は、①維持管理全体のマネジメント業務については、維持管理と収益業務という多岐にわたる業務について相互連携を保ち、適切な進行管理を行い、維持管理が円滑に行われるよう業務を行ったということで、適としております。

②の維持業務の（ア）植生管理業務につきましても、植生の管理について利用者へのアンケートにおいて、こちらのアンケートというのが、本業務のモニタリングとして実施しているアンケート結果を基に評価を行ったものになりますけれども、利用者アンケートにおいては、普通以上、良い、まあまあ良い、普通の回答が8割以上を占めたということで、適切に実施しているということで、適としております。

次の清掃業務につきましては、利用者に清潔かつ快適な利用環境を提供するため、適切に清掃を行ったということで、適としております。

（ウ）の巡視・利用指導業務につきましても、適切に行っていたというところで、アンケート結果でも、良い、まあまあ良い、普通の回答が8割以上を占めたというところで、適となっております。

（エ）の広報案内業務につきましては、案内及び情報提供の多言語化にも対応したほか、御苑内外の自然情報や施設利用情報等の収集、インターネット等も活用して情報発信を行った等がありまして、適切に行ったということで、適としております。アンケート結果におきましては、充実、まあまあ充実、普通の回答が7割以上を占めております。

③の収益業務につきましては、環境対策として紙カップ、紙製ストロー、紙袋を提供して、プラスチックごみの削減の取組を行ったということ、京都御所特別公開時に臨時飲食・売店の設置運営管理を適切に行ったということで、適としております。

業務の不備等につきましては、明らかな業務の不備や、重大な過失に起因する重大な設備・備品の損傷・遺失の発生件数はゼロ件でした。

イベント等の企画立案につきましては、令和5年度は、和菓子をテーマとしたイベントを季節ごとに4回実施し、令和6年度は、京都御苑の自然資源をテーマとしたイベントを4回実施しておりますので、適となっております。

次に、民間事業者からの改善提案ですけれども、QRコードの読み取りによる多言語デジタルマップ、英語、中国語、フランス語に対応したデジタルマップを作成し、インバウンド客に対応したこと。ホームページやSNSにて、開花情報や見どころに関する情報を定期的に発信したこと、また、蓄積したデータベースにより、苑内植物等の開花情報及び

見どころマップのウェブアプリについても作成中であることを挙げております。

(3) 実施経費につきましては、市場化テスト1期目より追加したマネジメント業務に係る経費と、業務範囲が増加した清掃業務等に係る経費を単年度の実施経費から控除して、市場化テスト前、令和元年度と比較したところ、下記のとおり、2.4%、145万5,478円の経費増となりました。しかしながら、経費の増加率は、最低賃金の上昇率、地域別最低賃金改定状況の数値に基づく上昇率が10.9%であったこと及び、当該業務に類似した職種の労務単価の上昇率、こちらは、建築保全業務単価、清掃員A、大阪地区の数値に基づく上昇率が17.2%であったことから、それよりも経費の上昇率は2.4%と下まわっておりますので、一定程度の経費削減効果があったものと評価しております。

(4) 選定の際の課題に対する改善ですが、競争性に課題が認められたところ、参加資格の緩和や情報開示、評価項目の見直し等を実施しましたが、1者応札となりまして課題がのこっております。

評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て達成していると評価できます。経費削減効果については、(3) 実施経費に記載のとおり、一定の効果があったものと評価できます。民間事業者の提案についても、QRコード読み取りによるデジタルマップの作成や、SNSによる開花情報の発信など、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が、業務の質の向上と事業目的の達成に貢献したものと評価できます。一方、競争性においては、一者応札となり課題が認められております。

(6) 今後の方針ですが、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であるため、次期事業においては、入札スケジュールの見直し等、競争性改善の取組について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上、及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

○川澤主査 それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明、どうもありがとうございました。

まず、この結論部分の市場化テストを継続という点につきましては、私は賛成でございます。

それで、念のためお伺いしたいのですけれども、継続したとして、この一者応札という点が今後どうなるのかという部分について少し掘り下げてお伺いしたいと思っております。資料A-3の一番右の列の一番下です。入札不参加の方に対するヒアリング状況を拝見しますと、入札条件が合わないとして、そこに例えば、植生管理業務のみであれば参加可能等の意見があったと書いているようでございます。

それで、現在の事業概要を拝見すると、例えば、資料1の1ページ目に事業概要が列挙されており、①、②、③と非常にたくさんのメニューがあるようでございます、が、先ほど、私の記憶では参加資格の緩和とか、それから情報開示とか、それから入札期間の延長とか、そういうものを今は考えていらっしゃるようでございます。けれども、それだけで足りるのかなという部分が、若干不安になっております。場合によっては、事業概要に書かれている様々な業務のメニューを分割するとかという議論もあるのかなと思ったのですが、その辺りは、現状で考えていらっしゃる競争性を何とかなさせるための対案が、どのくらい次回の市場化テストで効果があると見込まれているのか。このあたりを、何かございましたら教えていただけますでしょうか。

○小口所長 京都御苑管理事務所です。おっしゃるとおり、一見、植生管理等、ほかのものが分離できるのではないかという形に見えるんですけども、実際問題としたら別々に行っているわけではなくて、植生、これはいわゆる通常の見回りとか、点検とかそういったもの、あとは、そういったところから利用者への情報提供、それは、安全面もありますし、あとはどういった植物、あるいはどういった動物がいたか、そういったものに非常に連携しているので、別々の人が見回り・点検をしているというわけでは、植生管理をしているというわけではないというのが、1つの状況です。

あともう一つは、やはり日常的な見回り・点検・植生管理が必要になると、それ以外の広報とかそちらについても、自然解説とかそういった案内業務がありますので、常に人を張りつけるという形が必要になっていまして、これを完全に分担しているというよりは、いろんな人が連携したり、兼ねながらやっているという状況がありますので、分離すると、恐らく人件費というのが、余分にさらに別業務としてかかってしまうのではないかとといったところと、利用者への関係とかそういったところで、連携のほうที่嚴しいんじゃないかと考えているところであります。

私どもとしましては、業務を別発注とするのは、かえってやりやすすくないのかと思ってるところがあるのですけども、一方、恐らく前回に説明会に来られたのは、いわゆる造

園関係の事業者が非常に多かったということで、こういった意見が出ているかと思うんですけども、そういった意味で、逆にJVとかを組んで、両方やれる体制をつくるようなことができれば入れるんじゃないかと考えておりました、そういった意味のJVとかを組んだりとか、体制を組むというような時間を十分に確保できるように、期間の延長とか、もう少し時間的な余裕をもってやるということで、何とか門戸を広げることができないかと考えている次第です。

○辻副主査 ありがとうございます。念のためのお伺いですが、資料1の8ページ目の一番最後に(2)今後の方針とございまして、その下から3行目からです。次回については、入札公告開始を早めるなど、対応を検討したいとございました。ここの入札公告開始を早めることによって、今おっしゃったようなジョイントベンチャーが組みやすくなるとかという効果があるのではないのかなと期待をいたしますけれども、例えばでございますが、従前、前回の入札で手を挙げようとなさった方とかにインタビューをして、これぐらい期間をかければ、ジョイントベンチャーが組めるとか、そういうより具体的なインタビューは、なさる予定はあるでしょうか。

○小口所長 すみません。ちょっと具体的にどのぐらいあればというところまでは、こちらから踏み込んで確認できなかったもので、それについては、また聞きながら対応することは可能かと思っております。

○辻副主査 分かりました。よろしくお願いいたします。

○川澤主査 浅羽委員、よろしくお願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明いただきありがとうございます。本事業には、いろいろな種類のものが入っていますけれども、この中で、収益業務について教えていただきたいと思います。

この収益業務は、何か異質な感じがしているのですが、一方で、こうした業務を請け負う業者にとって、何か一定のメリットを見出す部分はあるかと思います。その際、現状でこの収益事業は、新規事業者にとって、すごく魅力が出るようなものなのかということなのですが、具体的な金額までは、もちろん申し上げてほしいと言うつもりはないのですが、この収益事業は、端的に言って事業者にとって魅力的、すなわち一定程度の利益が上がるようなものなのかということを伺ってみたいのですが、いかがでしょうか。

○小口所長 駐車場業務とか、あと、休憩所の食堂とか物販とか、そういったものを行っているのですが、駐車場業務につきましては、やはり京都の一等地にありますので、

工夫によって利益が十分出ているかなと思います。

休憩所とかの食堂とか、これも苑内に休憩所は3つありまして、それぞれにいろいろ事情は違うのですが、中立売という一番大きな休憩所とかは割と利用者も多くて、そこら辺については、メニューの工夫とかそういったものを、あるいは商品といったものによって、そこは一応収益が出ているという形であると伺っております。例えば、あとは1つ別の休憩所であれば、京都の割と老舗のお菓子屋さんとJVを組んで、そういったところの知見を生かしてやったりとかしていますので、そういった意味でも、事業者の利益となり得ることは十分可能かなと思います。

○浅羽専門委員 その際、細かい中身は、多分公開できないと思うのですが、新規事業者に対して、この収益事業はこれぐらいの収益見込みは出るみたいなことは、情報として提供することは可能なのでしょうか。

○小口所長 そうですね。事業者の中の内訳の話になるので、具体的に幾らという形で出せるかというのは、こちらとしても検討してみないと分からないのですが、ただ、黒字としてやるのが可能であるとか、そういったものは、ある程度は出すことが可能かなと思うのですが、ちょっとそこは、こちらとしても検討させてください。

○浅羽専門委員 せめて、先ほどおっしゃった駐車場ぐらいはできるのかと。つまりこれぐらいは、これまで来ていて、このぐらいだったらこれぐらいと。それに対して、賃借料が幾らでいくことはできるのかと。私が言いたいのは、新規の業者に、いかにこの事業の魅力の部分をアピールできるかということを御検討いただきたいということで、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○小口所長 そうですね。駐車場の利用台数とか、あとは休憩所の利用者数、こういったものは公表していますので、そういったところからどのぐらいの人の利用がありますよという形で考えてもらうことは、できるかなと思います。

○川澤主査 それでは、井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 どうも御説明ありがとうございます。まず、総務省のこれらの評価結果については、異論はございません。その上で、事業者への環境省の公告期間を延ばして対応というようなことで、それも思い切って余裕のあるような期間を設定して、ぜひ対応していただければと思います。その上でも、また一者入札が続くようであれば、この事業は、そもそも入札に向いていないのではないかなということも含めて、検討していくことが必要なのではないかなと思います。

○川澤主査 環境省の方、いかがでしょうか。

○小口所長 そうですね。ちょっとそこも踏まえて、検討をさせていただきたいと思います。

○川澤主査 柏木委員お願いいたします。

○柏木専門委員 御説明ありがとうございます。私からは1点質問なのですが、先ほど、一者入札を今後予防するために早めに告示を行い、JVなどを組めるように工夫をしてくれるということですが、そもそも多岐にわたる業務だというのは、お聞きしていて、難しい業務だなと思うのですけれども、もう既に高齢化の問題とか、ノウハウを体得するために期間が必要だとか、そういう人材の課題というのは見えていらっしゃるのでしょうか。

○小口所長 そうですね。こちらには分かりにくいところはあるのですが、高齢化というのは、あまり気にしないでいいかなと思っているのですが、やはり多岐にわたっているのと、ある程度は専門的な知見とかそういったものは必要になりますので、その辺をどう引き継いでいくかといったところで、人材というのは、うまく育てていかないといけないところはあるんじゃないかなと思います。

やはり、京都御苑は公家町から発展したところもあり、そういった歴史等にある程度は精通していないとできないとか、あと植物についても、どういった木が危ないのかとか、あるいは、どういった花が咲いているのかとか、そういったところもありますので、そういったところを分かる人をどう育てていくかというのは、必要ではないかなと思います。

○柏木専門委員 分かりました。ありがとうございます。先ほどの井熊委員の御意見と同じになりますけれども、専門性が非常に高く、市場化テストにふさわしくないかもしれないというようであれば、そちらのほうの検討も併せてさせていただいて、適切に判断していただくのがよろしいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○小口所長 ありがとうございます。

○川澤主査 山本委員お願いします。

○山本専門委員 御説明ありがとうございます。私からは、1つ簡単な質問なのですが、私でも前提としては、この評価案については特段疑義とか疑問等はございません。

その上で、簡単な確認ということになるのですが、事業者の創意工夫をされているというところは評価できると思うのですが、特にイベント等の企画立案について、確かに評価のところでは、回数をきちんと実施しているみたいなのはあったのですが、実効

性というか、実施してみてどうだったのかのようなところを、実施機関の環境省のほうで参加者の細かいデータまで求めるつもりはないのですけれども、リアクションというか、参加状況だとか、いろいろ年度ごとに中身も随分変えて工夫はされていると思うのですけれども、その辺りの結果というか効果みたいなものをご存知でしたら教えていただきたいと思ったのが1つです。

もう一つは、これは質問ではなくて、私の素人の印象になってしまうのですけれども、このような公園の維持管理業務は、確かに業務内容としては手広いのですけれども、それほど特殊な事業なのかなというところがあり、なぜ、そうした中で1者しか入札しないのかという疑問が根強くあります。

私が少し気になっていることで、少し見当違いだったら申し訳ないのですけれども、やはり公園の性質というか、特殊な公園で、国民公園ですよね。都市公園とも国立公園とも違う、やや特殊な背景というか位置づけみたいなものがあって、少し表現は難しいのですけれども、特に皇室由来の庭園としての品格だったりとか、そういった風致を維持していく。そうした価値を反映した公園の維持管理の際の抽象的な要求のようなものが、仕様書とかに書いてあって、そういった価値の反映のようなところで、普通の事業者には、少し敬遠されてしまう何か難しさみたいなものがあるのかなと思ったところです。その辺りは、何か仕様書の記載に工夫されていたりであるとか、そういうところはあるかというのをお聞きしたかったのです。すみません。少し曖昧な言葉になってしまいましたが。

○小口所長 すみません。イベントは、参加数とかは今は手元になくてぱっと出てこないのですが、一応、アンケートとかを取れば、非常に勉強になったとか、割と前向きなアンケートをもらっています。

あとは、令和6年度のイベントであれば、例えば、第1回目の文化と生物多様性を学ぶ「庭園文化とコケの世界」とか、こういったイベントをやっているのですけれども、これは一応、私も参加させてもらったのですけれども、もう申込みは、割とすぐにいっぱいになって、割と評判もよかったかなと思っております。ですので、それなりに関心を持ってもらっている方は、非常に多いかなとは思っています。

特殊性のところで一番難しいのは、非常に業務が多岐にわたるところがあるのと、あとは、これは半分想像の話もあるのですけれども、やはり歴史がある公園というのと、ちょっとほかのところと違うのが、公家町由来というのもあって、結構、桜とか梅とかも、普通の桜とか梅ではなくて、昔の割と何かいわれのある名木を明治時代とかに移植して植

えたとかあるものですから、そういった意味で、普通の街路樹とか公園の木より、どちらかという扱いとかに注意しないといけないとか、そういった意味のプレッシャーみたいなものはあるのかもしれないなという気がします。

○山本専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○川澤主査 近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 この事業者である国民公園協会のホームページを少し見たのですが、こちらのホームページを拝見すると、皇居外苑と京都御苑、それから新宿御苑、この3つをかなりずっと伝統的に携わっていらっしゃる財団法人ということで、かなりノウハウをお持ちだし、経験もある。特殊性もかなり理解をされていると。そういう事業者というか、これは多分、ずっと昔から携わっていらっしゃるのだと思いますけども、そういったところが担ってきたところを、ほかの一般的なところがぽってやることができるようなものなのかという疑問が非常にあって。この市場化テストの本当にベースに乗るような事業なのかというのが非常に疑問なのですが、そこら辺については、どうお考えなのでしょうか。

○小口所長 環境省側の考えとしては、おっしゃる点はかなりあって、そういった意味でも、1回市場化テストをやってみて、実際に業者が本当に参入できるのかとか、そこら辺をちょっと見極めて、また検討させていただければと思っているところです。

○近藤副主査 私は、今年、これを初めて出させていただきましたけれども、かなりこれは、参入が厳しいのではないかなという気がします。伝統も理解をして、名木といわれるようなものの配置とかそういったことも理解し、あるいは日本として、この3つのところというのは、非常に国としても大事なところだと思いますので、これに入ってくるというのは、なかなか厳しいのではないかなという気は若干したものですから、少し意見させていただきました。ありがとうございます。

○事務局 事務局でございます。すみません、横から。先ほど、これはそもそも市場化テストの対象になるのかという御質問、そういった御趣旨の御指摘をいただいているところでございます。市場化テストの、そもそも対象にするかしないかは、閣議決定の基本方針に載せる、載せないの議論も含めて、総務省でお答えする立場でもあるので、少しだけ捕捉させていただきますと、御承知の委員方も多いとは思いますが、こちらは、国民公園の市場化テストの対象にするかしないかの議論は、市場化テスト発足当初から議論になっていて、先ほど、事務局の市場化諸案でも触れましたけれども、こちらは、この委員会の公物分科会というところで議論の上、選定されたものでございます。

当初、新宿御苑を先行して対象にして、その結果、市場化テストをやった上で複数応札になって、その結果を踏まえて、ほかの2つの公園も市場化テストの対象になり得るのではないかということで、委員会のほうでもそういった意見が多かったものですから、環境省と協議をさせていただいた上で、閣議決定の上で、こちらは対象になったものでございます。今、多くの委員の方から御指摘のとおり、市場化テストをやってみて分かることもございますし、いろんな事情もヒアリングをするという機会も、こういった市場化テストの取組をした上で分かることもございますので、今後もちよっと次の期も継続ということで環境省のほうも評価いただいているところですので、次の実施要項に向けての議論ですとか、その後の評価の過程で、そういった特殊性ですとか、今まで委員に御指摘いただいたことも踏まえて検討いただいた上で、じゃあ、今後はどうするのかということも踏まえて、次のときに、しっかり総合的に検討させていただきたいと思っております。

長くなりましたけれども、事務局から捕足でございました。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

私のほうから、1点だけ。今の事務局からのお話にございましたとおり、情報開示のところ、浅羽委員から収益事業について、もう少し具体的な情報というお話がございました。私も恐らく委託業務と収益業務の黒字部分がどのぐらいかで、セットで事業者としては応札の判断をするものだと思いますので、次回の実施要項では、ぜひ、収益業務についての積極的な情報開示もお願いできればと思いますし、改善すべき入札公告の期間ですとか、いろいろな御指摘があったかと思いますが、ぜひ、前向きに御検討いただければと思います。

また、環境省のほうから御説明いただきましたとおり、植生管理の方が巡視、見回りなどもしていらっしゃるといったような、恐らく業務ごとに記載は分かれているのですけれども、連携して取り組んでいらっしゃると思いますので、その辺りが実施要項からですと、なかなか見えづらい部分もあると思いますので、少し分かりやすい書き方ですとか、説明会での御説明などもお願いできればと思います。

私のほうから、コメントとして以上です。

それでは、審議はここまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。委員の皆様から、多くの次の実施要項に向けた情報開示等の提案をいただきましたので、今後、実施要項案の作成に向けて、環境省の

ほうと調整して、協議してまいりたいと思います。

○川澤主査 それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で、監理委員会に報告することといたします。

事業評価案の審議は以上となります。本日は、どうもありがとうございました。

(環境省 退室)

(農業・食品産業技術総合研究機構 入室)

○川澤主査 次にL A Nシステムヘルプデスク業務の実施状況について、農業・食品産業技術総合研究機構デジタル戦略部情報システム課、新関課長から御説明をお願いしたいと思います。

○新関課長 承知いたしました。新関でございます。本日は、よろしくお願いいたします。時間もございませんので、資料2の概要についてのみ、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、御説明の前に本議論の件名について、若干、補足をさせていただきます。件名からは、当機構が構築したL A Nシステム運用に係るヘルプデスク業務と誤解されるかもしれませんが、実際にはL A Nシステム、要はネットワークに接続する業務用パソコン利用時の、言わばお困り事に対応するものでございます。

捕捉は以上です。

それでは、資料の1ページ目を御覧ください。本業務内容は、農研機構の役職員が使用する業務用端末の利用に関する問合せや、ソフトウェアの導入支援などの問題解決に対応するヘルプデスクです。

令和5年度から令和7年度までの3年間にわたりまして、大興電子通信株式会社が、税抜き7,678万8,000円で受注しておりまして、実施状況評価期間は、令和5年度、令和6年度の2年間でございます。

(6)の受託事業者決定の経緯ですが、競争参加確認申請書は3者から提出がございましたが、一般競争入札には、2者が参加いたしました。しかしながら、2回入札を行ったものの落札には至らず、不落随契となりました。

続きまして、2ページ目を御覧ください。2の確保されるべき質の達成状況及び評価について説明いたします。本業務におきましては、6つの項目で評価をしております。

まず、アの業務内容ですが、仕様書に沿って適切に業務を実施しており、確保されるべき質は達成していると考えております。

次にイの利用者満足度調査の結果ですが、年に1度、①から④の項目の満足度についてアンケートを実施し、基準スコアを維持することとしております。令和5年度、令和6年度の調査結果は、3ページと4ページの図2-1と、図2-2のとおりで、全ての項目で基準スコアとして設定した60点以上を達成しております。

次に4ページ目を御覧ください。ウのセキュリティー上の重大な障害件数は、令和5年度、令和6年度ともにゼロ件でございました。

次にオの問題解決率ですが、5ページ目の図2-3と図2-4のとおり、2年間ともに非常に高い値となっております。

次に、カの当日中の回答率ですが、こちらも24時間以内に1次対応ができておりまして、2年間とも100%を達成しております。

また、御参考までに6ページ目と7ページ目の図2-5から図2-7に、月ごとの問合せ件数、月ごとの問合せ対応区分別の件数を記載しておりますが、ここは時間もございませんので、説明は割愛いたします。

続きまして、7ページ目を御覧ください。3、実施経費の状況及び評価について説明いたします。

まず、(1)の実施経費ですが、令和5年度から令和7年度の契約額が、税抜きで7,678万8,000円。1年あたり、2,559万6,000円です。

(2)経費削減効果は、市場化テスト前が年額で3,150万円でしたので、削減額は約590万円で、削減率は18.7%となっています。

(3)ですが、結論としまして、市場化テスト前と比較して大幅なコスト削減があったと評価をしております。

続きまして、8ページ目を御覧ください。4、民間事業者からの改善提案による改善実施等について説明をいたします。

まず、(1)ですが、問合せの内容を、カテゴリー別にまとめたFAQを作成して公開いたしました。その結果、問合せに対する回答の際にFAQを案内することで、業務の効率化つながっております。

次に(2)ですが、業務システムの利用マニュアル等が掲載されているサイトのリンク集をヘルプデスクのページに掲載することで、利用者の利便性向上に寄与しております。

次に(3)ですが、電話やメールで解決できない場合に、リモートで対応する仕組みを構築いたしました。その結果、利用者のシステム側の環境を確認することができるように

なりまして、よりの確なアドバイスができるようになりました。

次に（４）ですが、パソコンの初期設定マニュアルに関しまして、利用者からの改善要望を踏まえて更新したことにより、設定に誤りがある箇所の判別が容易になりました。

じゃあ、続きまして、同じく８ページ目の５、外部有識者の評価につきましては、実施状況全体として良好との評価をいただいております。

続きまして、同じく８ページ下のほうの６、全体的な評価について説明いたします。

まず、（１）ですが、期間中、事業者が業務改善指示を受けたことや、法令違反行為はございませんでした。

次に（２）ですが、当機構には、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会が設置されており、実施状況などのチェックを受ける体制を確保しております。

次に（３）ですが、先にも述べましたとおり、２者の応札がありましたが、２度の入札で落札に至らなかったことから、随意契約を締結したところではありますが、複数応札であったことから競争性は確保されていると考えております。

次に（４）ですが、こちらは項番２のほうで御説明したとおり、確保されるべき品質に掲げる目標を達成していると考えております。

次に（５）ですが、従来経費と契約金額を比較した結果、先に述べましたとおりに、物価や労務単価の上昇を考慮すれば、経費削減の点で大きな効果を上げていると認識しております。

最後に７番、今後の方針について御説明いたします。本事業につきましては、総合的に判断して良好な結果を得られており、市場化テスト終了プロセスに関する指針、（１）の基準を満たしておりますので、市場化テストを終了することが適当であると考えておりまして、今後は当機構の責任において、本事業を実施してまいりたいと考えております。

なお、市場化テスト終了後も公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、引き続きサービスの質の維持向上及びコスト削減を図ってまいります。

説明は以上となります。

○川澤主査 ありがとうございます。続きまして、同事業の評価案について、総務省より御説明をお願いします。

○事務局 事業評価案につきまして、御説明させていただきます。資料Ｂ－１、事業評価案を御覧いただければと思います。本事業は市場化テスト１期目で、令和５年４月から令

和8年3月までの3か年の事業でございます。

受託事業者は、大興電子通信株式会社でございます。

2ページ目を御覧いただければと思います。評価につきましては、2者応札となったものの競争入札の結果は不落となりまして、随意契約を締結しておりますので、市場化テストを継続することが適切と考えております。

2(2)サービスの質につきましては、全ての項目で目標を達成しておりまして、適切に履行されております。

3ページ目を御覧いただければと思います。受託事業者からヘルプデスクのFAQ作成などの改善提案がなされておりまして、実施されております。

(3)実施経費につきましては、市場化テスト前の年額3,150万円から市場化テストによりまして、年額2,559万6,000円となりまして、約18.7%の経費削減効果を達成しております。

(4)評価のまとめになりますが、確保されるべき対象業務の質につきましては、全ての項目で目標を達成していると評価できるかと思います。

4ページ目を御覧いただければと思います。経費も約18.7%削減しており、一定の効果があつたものと評価できるかと思います。一方、競争性の確保につきましては、2者応札となったものの競争入札の結果は不落となり、随意契約を締結したことについて、課題が認められます。

(5)今後の方針ですが、本事業につきましては、競争入札の結果、不落となり随意契約を締結しておりますので、競争性の確保について課題が認められ、市場化テストを継続することが適切であると評価いたします。

以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。小尾委員、よろしくお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。全体的な評価として、評価は分かれているのですけれども、私としては、総務省側が言っている話に一理あるかなと感じています。

少しお伺いしたいのですけれども、今回、いわゆる費用が結構大幅に下がったとおっしゃっているのですが、これは予定価が下がっているわけであって、随契で最終的に契約をしているので、民間のいわゆる頑張りで費用が下がっているわけではないと認識をしてい

ます。

従前と比べて著しく単価、人件費の単価が下がっているのですけれども、恐らくこれは3人常駐とか伺っているのですが、それでよろしいのですかね。だとすると、従前だと、1人月当たり90万円近かったものが70万円程度まで下がってきていると。昨今の人件費が高止まりしているという状況を考えると、あえて1人月当たりの単価を下げた予定価を算出しているというのに、あまり根拠がないような気がするのですけれども、そこはなぜ、こういうような予定価を出してきたのかというのを伺いたいのですが。

○新関課長 申し訳ございません。お待たせしました。その件につきましては、会計課調達チームのほうから御回答をさせていただきます。

○寺口チーム長 申し訳ありません。調達チームの寺口と申します。よろしくお願いいたします。当時の積算につきまして、御説明させていただきます。契約当時の・・・を使用していると思っております。

○小尾副主査 ありがとうございます。ただ、1人月70万円って、少し安過ぎるような気がするのですが。多分、政府調達等に関係するものというのは、デジ庁とかが単価を公開しているはずなので、それを踏まえて適切な単価を使ってという。ただ、見積りを取ってそれを参考にするわけですが、ほかの省庁の単価も踏まえて、最終的に予定価を決めるというのは一般的だと思うのですが。ちょっと70万円って安いというふうには認識はされなかったのでしょうか。

○寺口チーム長 契約当時の・・・によってずっと計算しているといったところで、問題はないと思っているところです。

○小尾副主査 いわゆる今回もそうなのですが、その前ですよ。1期前のところの単価に比べると大幅に下がるというふうなことになるわけなので、一般的には、あまりそこまで下がるはずはないと認識するほうが一般的かなと思うのですけれども、その認識はどうだったのでしょうか。

○寺口チーム長 1期前も今回も・・・を使っていることで、適正な金額というふうに捉えたところでございます。

○小尾副主査 ちょっとよく分からないのですが。単価が下がったこと自体、下がるはずですよ。1期前のものに比べると、大幅に単価が下がっているわけなのですが、それは是だと思って予定価を算出したという。

○寺口チーム長 是といいますか、同じ単価を使っているのです、そういったところでは問

題ないと考えています。

○小尾副主査 前は、不落じゃないですね。令和3年から令和4年のところは、一般競争入札で不落でないから、このときの積算単価は多分、高いですよ。

○寺口チーム長 1期前も今回も・・・を使用しているということでは、問題はないとおもっていました。

○小尾副主査 なるほど。ちょっと常識的に考えて、あまり考えられないような状況ではあるのですけれども。そういうことであれば納得はしますが、ただ、一般的に考えて、自分たちは発注しているわけであり、前回の単価と比べて何でこんなに、同じ業務を引き続き実施するので、単価が大幅に下がるということに対して応札する側の企業としてみたら、一般的にはあまり考えていないことだと思うのです。ですからそういう意味では、今回は不落になっているということは、やはり予定価が安過ぎたということに起因する部分ではありますので、適切な予定価格をきちんと見積もる能力というか、力というのをしっかりとつけていただいて卒業していただくのが、本来あるべき姿かなと思います。そこは、今後、事務局とよく相談をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○寺口チーム長 はい。

○川澤主査 辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 御説明どうもありがとうございました。私も、この予定価の部分に関心を持っております。それで、少し仮定を前提とした発言になることをお許してください。

もし、この予定価が客観的に正しかったのであれば、その論理的帰結として何が起きるかということ、多分、実施要項の表現ぶりに何か問題があったのかもしれないというように危惧感を抱いております。ひょっとすると実施要項を御覧になった、手を挙げようとしている方々が仕事の内容を誤解して、高めに金額を設定して応札してしまったという可能性もあるのかと。これはあくまでも仮定でございます。ですので、私も現状では、総務省の結論にちょっと親和性、親近感を感じております。ひょっとすると、この実施要項の書きぶりが、応札価格が高くなったという原因になっているかもしれませんので、その辺り、もう一回見てみたいというのが、現時点の私の感想でございます。

○川澤主査 農研機構は、コメント等よろしいでしょうか。特にならなければ、次の質問に移れればと思いますが。

○新関課長 特段、こちらからはございません。

○川澤主査 井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。私は、少し小尾委員とは違うのですが、不落でも競争が成り立っていればいいのかなと、私は思います。この委員会の過去のもの、そのような経緯だったような気がするのです。競争性が成り立ったかどうかということ重視してもよいと、私は記憶しています。

あともう一つ、このデフレから最近になって物価が上がっている段階で、予定価格の想定が非常に難しくなっている。全国で不落というのが非常に多く起こっている状況の中で、たしかにそれで十何%も落ちているということで、小尾委員も指摘する予定価格の設定能力云々というのはあるのかもしれないのですが、こういう時代の中で、そうはいっても競争を成立させたということは、評価していいのではないかと私は思います。

○川澤主査 御意見ありがとうございました。農研機構は、特に何かコメントはございますでしょうか。

○新関課長 ありがとうございます。特段ございません。

○川澤主査 ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

私のほうから1点。実施状況のところ、1ページなのですが、御説明があったのを聞き漏らしているかもしれないのですが、開札日前に1者が辞退したとなっているのですが、開札日前に辞退したという理由は何でしょうか。

○新関課長 では、再び会計課のほうから回答いたします。

○寺口チーム長 既にアンケートをいただいていたのですが、資料B-3のところに記載がございますが、そちらの一番下のほうの入札不参加に対するヒアリング状況及び結果のところ、サービスの質の確保の達成というところが、あと、人材の確保ができなかったというところで、辞退というふうになりました。

以上でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。これは、入札には参加せずに辞退ということなのでしょうね。

○寺口チーム長 はい、そうです。

○川澤主査 ただ、競争参加資格。

○寺口チーム長 競争参加資格確認のときには、参加する意思があったのですが、入札前に届けが出されて辞退になりました。

○川澤主査 なるほど。分かりました。ありがとうございます。2者は入札に参加したということで競争性ということを知っているのですが、ただ、1者が予定価格超過というこ

とで、その予定価格の超過は、どの程度の超過だったのでしょうか。

○寺口チーム長 計算はあれですが。

○川澤主査 おおむね、大体何割ぐらいですとか概数で結構です。

○寺口チーム長 大体〇万円ぐらいの差がありますので、ちょっと割合は、すぐには出ないのですけれども、入札価格と予定価格の差は〇万円ぐらいというところです。

○川澤主査 分かりました。どうもありがとうございます。実施状況のところ、9ページです。応札者が2者だったことから随意契約を締結したけれども、競争性を確保と書いていただいているのですが、私としては、やはり予定価格の中で、きちんとした競争が行われたことをもって競争性が図られているということが、一般的な理解だと思います。予定価格を上回った者の御努力によって多くの者が参加をしたというところは、大変すばらしいと思うのですが、競争性が確保されたというところまでは言い切れないのではないかなと思っております。市場化テストを継続する方向というふうに考えて、井熊委員から、競争性を確保できたというようなお話もございましたが、その辺り、井熊委員、いかがでしょうか。これまでの委員会では、不落随契であったとしても、競争性というのが、予定価格の中できちんと競争が行われた場合をもって競争性確保と整理していたとは思いますが、今回はいかがでしょうか。

○井熊専門委員 私は、今までにそんな入札に遭っていますが、競争性の確保と、予定価格の中であったかどうかというのは関係がないと理解しています、個人的には。

あともう一つは、過去のこの委員会の中で、競争が成立して、不落随契で継続にしたという例があったかなというのは、記憶にあまりなかったもので、それを指摘させていただきました。

御判断はお任せします。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと今、御指摘いただきましたことも含めまして、事務局と相談をさせていただきまして、私のほうに一任いただくという形ではいかがでしょうか。事務局もいかがでしょうか。

○井熊専門委員 それで異論はありません。

○川澤主査 もし、事務局のほうから、今の時点で何か御意見がございましたらお願いいたします。

○事務局 事務局ですけれども、今の御提案で結構でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議はここまでとさせていただきます。事務局と私のほうで、委員の皆様のお意見ですとか、過去の審議結果も踏まえまして、また改めて、農研機構には、御連絡をさせていただきたいと思いますが、農研機構もよろしいでしょうか。

○新関課長 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議は以上となります。本日は、どうもありがとうございました。

○事務局 事務局でございます。1つお伝えしたいことがございます。今しがた、予定価格の審議の内容が出ましたが、後日、議事録作成のときに調整をいただくこともございますので、あらかじめ御了解をいただければと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。

(農業・食品産業技術総合研究機構 退室)

(警察庁 入室)

○川澤主査 それでは、事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の実施状況について、警察庁長官官房技術企画課、小鷲参事官から御説明をお願いしたいと思います。

○小鷲参事官 警察庁の小鷲でございます。事前旅客情報照合業務及び外国人個人識別情報認証業務用プログラム開発及び保守業務の実施状況について、資料3に沿って御説明申し上げます。

まず、事業の概要となります。業務の内容ですけれども、本業務につきましては、安全対策上の問題がある入国旅客の情報を把握・通知するものでありまして、航空会社等から提供される国際線の搭乗者指名等の旅客情報ですとか、あるいは、入国審査に提供される外国人の個人識別情報、これは主に指紋となりますけれども、これを各省庁が保有する情報と照合して、関係部署に通知をする仕組み。まさにこれは、水際対策に寄与するための仕組みとなっております。

今回の事業の範囲となりますけれども、従来ですと、このプログラムに加えまして、ハードウェアの部分も含んでおりましたけれども、今回は、警察庁が進めております警察共通基盤、これはまさに基盤となるハードウェアの部分でございますけれども、そちらに移行するということで、そちらは別途調達をしておりますので、今回はプログラムの部分のみが範囲ということになります。

なお、警察の共通基盤といいますのは、警察庁ですとか、あるいは都道府県警察が、従来から個別にシステムを構築・運用してまいりました。これらのシステムを標準化、あるいは規格化することで集約をしまして、合理化・高度化を実現するために、今は整備を進めている仕組みとなります。ここのコンセプトとしましては、オープン化ですとか、あるいは標準化ですとか、共通化というのが大きな柱となっております。

資料にも記載しておりますけども、契約期間ですとか、受託事業者、受託事業者決定の経緯、この点については資料のほうに記載しておりますので、そちらを御覧いただければと思います。

なお、受注業者の決定につきましては、入札段階から様々な参加を促すような取組を行ったところでございますけれども、関心を示す事業者は多数存在したものの、最終的、結果的には1者応札になってしまったというのが実情でございます。

次に資料の2項目、確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価についてですが、これは、資料に記載のとおりでございます。全て評価事項、あるいは測定指標を達成しております。

3番の実施経費の状況及び評価について御説明をいたします。資料C-4を御覧いただくと分かりやすいと思われそうですが、まず、今期の実施経費につきましては、プログラム開発につきましては、10億4,356万円、プログラム保守につきましては、1年間の換算で4,896万円となっております。

実施経費の評価方法について若干補足をさせていただきますと、C-4を御覧いただけるとありがたいのですが、今期の実施経費といいますのは、右側上段にあります赤い枠、開発（テスト2期）というところが、今回の対象となります。

比較対象となる範囲は、本来であれば市場化テスト実施前、資料C-4におきまして、左側の上段です。開発（テスト前）及び保守（テスト前）がこれに当たりますけれども、前回、御評価いただいたテスト1期の後に別途追加された改修機能というのが2件ありますことから、事務局とも調整をさせていただいて、合算との比較をさせていただいております。資料C-4でいいますと、まさに青の点線部分というのが、そこになります。結果としましては、テスト1期に比較して、増額となっているというのが実情でございますけれども、ここで増加の要因について、若干背景の説明を加えさせていただければと思います。

今回のプログラム開発は、警察共通基盤への移行というのが大きな目的でありまして、

まず、共通基盤の規約となりますデータベースをはじめ、様々なものを全てオープンソースを使うということ。それから、基本的には今後の更新等が容易にできるような形での、ウェブアクセスという形で標準的なものを採用していくということ。さらに、プログラムを効率的に作成するためのフレームワークという、まさに部品集のようなものがありますので、ここがベンダーロックの温床になっていたという恐れがありましたので、このところも全て変更したということでございます。これは、ほぼゼロからの作り直しに近いということで、設計自体から見直したと。さらに、データベースが変更されたことによりまして、データの移行という形で、テスト1期には含まれていなかった作業というのが、多分に含まれたということも影響していると我々は考えております。

4の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございますけれども、本事業につきましては、資料提供招請、あるいは意見招請の手続、あるいは、総合評価落札方式を採用しておりますので、そのこの加点という事項において、様々な事業者からの提案というものがなされております。また、これはもう開発業務契約後においても、設計段階において、契約の範囲内で吸収される可能な限りの利便性の向上という形で改善提案というものがなされて、それが実施されているというのが実情でございます。

5の全体的な評価ということになりますけれども、資料に記載のとおりとなりますが、競争性の確保という観点におきましては、前回の事業評価において行うこととされた改善策をはじめとした各種取組は、積極的に採用しております。また、実施しております。

具体的な方法としましては、資料提供招請をきちんとやりましたし、意見招請においても、意見を求めて、その上にさらに説明会等も実施して、事業者の不安を払拭すべき具体的な説明というのも加えております。

またその結果、事業者のほうからいろいろな意見ですとか、提案が出たわけでございますけれども、それが、競争性に寄与できるものについては積極的に採用しているという形で、仕様書の記載内容の見直しというものも随時行ったということでございます。

加えまして、現行システムですとか、まさに今回のプログラムが載ります警察共通基盤システムに関する資料といったものも、これも閲覧資料として閲覧を可能としております。

その結果、これらの取組の成果なのかもしれませんが、複数の事業者からレスポンスであったり興味を示されまして、実際に仕様書を取りに来た事業者というのは、45者に達しております。ただ、残念ながら、最終的に応札というのは1者になってしまったということで、結果につきまして、入札に参加しなかった、入札までに至らなかった事業者にい

ろいろとアンケートを取ったところ、やはり事業者側で、実施体制を確保できるかというのがあり、極めて不安が大きかったと。この頃はコロナの状況でもありましたし、様々な事業も並行してやっていたということもあって、タイミング的なこともあったのではないかと考えております。

参考ではありますけれども、改善策の実施状況については、警察庁の中で外部有識者によって構成されている、警察庁の会計業務検討会議というところにもチェックを受けておりまして、一応、特段となる指摘はなかったものでございますけれども、改善に向けた検討の深掘りの余地はあるものといったように、我々は考えております。

最後に今後の事業についてですが、この事業につきましては、結果としては1者応札となりましたけれども、前回よりも多数の事業者に入札への関心を示していただき、一定の改善が図られたものと考えています。

なお、警察庁ではBPRを念頭に、各種様々な取組というものも実施しております。具体的には、警察庁においては、情報システム全般についての保守要件というものを見直して、かなり緩和をしております。24時間、365日業務を遂行しなければならないケースと、責務を遂行する上で、システムというのは必要不可欠でありまして、従来は、そのところをきちんと対応してもらうというものを、我々は仕様に盛り込んでいたわけでございますけれども、その辺のところは、かなり負担になるということもありまして、また、コストにも跳ね返るということもありますので、今はそこら辺のところを、やはりカバーする時間等の見直し、それに見合う代替措置というのも積極的に取り入れておりまして、事業者の保守体制に対して抱く不安、体制を維持するための不安の払拭・解消に努めております。

また、入札段階においても、コンソーシアム、まさにJV方式でございますけれども、JV方式での参加を積極的に促しておりまして、体制面での不安ですとか、やはり事業者ごとの得手不得手というものを補えるような形で、チームとして入札できるような仕組みというのを積極的に取り入れておりまして、既に別の案件では、幾つかその効果的な事例というのも見えてきております。

加えまして、共通基盤システム上でのプログラム開発ですとか、あるいは、データ移行の実績を有する事業者が増えてきておりますので、共通基盤に対する理解というものは深まって、共通基盤の仕組みというものも基本的には今は理解されていて、様々な資料提供招請ですとか、意見招請とかをやっておりますけれども、かなりの事業者は、そこに参加

してもらえているということでございます。

最後になりますけれども、次期プログラムの開発時期については、現時点においては未定となっております。それといたしますのは、ハードウェア環境であります警察共通基盤の方針に左右されるということが多分にありまして。また今回、つくり上げたシステムの移行にかかる作業というものも、作業範囲ですとか、まずは作業そのものが発生するののかというものの、まだ見極めに至っていないということもございまして、次期のプログラム開発については、令和10年度以降になるものというものを想定しております。

簡単ではありますが、私からの説明は以上となります。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、続きまして同事業の評価案について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 事務局より、事業評価案につきまして御説明させていただきます。資料C-1を御覧ください。

概要につきましては、実施機関の御説明がありまして重複しますので割愛させていただきます。

評価につきましては、市場化テストを継続することが適当と評価いたします。

まず、評価の細かい内容につきましては、サービスの質の部分につきましては、2ページ目を御覧ください。各項目につきまして、実施要項で記載されている内容について、全て目標を達成しております。

続きまして、民間事業者からの改善提案につきましては、5件の提案があつて、こちらについて実施により業務の質の向上が図られているというふうに評価いたします。

続きまして、経費の部分なのですが、先ほど実施機関から説明がありましたように、本来ですとテスト前との比較ということになるのですが、追加で加えられた機能と合体しているというようなことで、比較としましては、1期のそれぞれ開発の部分と保守の部分の比較をされております。結果としては、それぞれ増額となっております。

競争性の確保につきましても、これも1者応札が継続しているということで、この点につきましても課題ありの状況となります。

最後に4ページ、今後の方針ということで、競争性の確保及び経費の削減において課題が認められ、本事業においては、良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございます。このため、次期事業においては、両課題について検討を加えた上で、引き続き、民間競争入札を実施することにより、民間事業者の相違工夫を活用した公共サービスの質

の維持向上及び経費の削減を図っていくことが必要であると考えております。

説明は以上です。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。小尾委員、お願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。なかなか大変な事業かなとは思いますが、これは、システム開発やソフトウェア開発自体が、今回はNECが落としたということなのですが、基盤自体を設計・運用しているのは、今はどこの事業者がやられているのでしょうか。

○小鷲参事官 ハードウェアは何期かに分かれて調達しておりまして、NECとNTT東が今はハードウェアを提供しております。

○小尾副主査 そうすると、ハードウェアと、あとは多分ミドルウェアとかもあると思うのですが、そこら辺も含めて、今はNECとNTTが提供しているということですか。

○小鷲参事官 そうですね。

○小尾副主査 分かりました。そういうことであれば、NECだけではなくても入れそうな感じは受けるのですが、一方でその上のソフトウェア開発自体が10億円って結構大規模で、今回はソフトウェア開発の時期が20か月になっているのですが、その部分については、何か入札しようとしてきた人たちから言われていないでしょうか。少し短いような気もするのですが、何かそういう御意見はなかった。

○小鷲参事官 我々も今回、何が問題だったのかというのを分析をして各者に確認をしたところ、期間について特段不満とか、意見がある事業者はございませんでした。これは、意見招請のときから、我々が考えているスケジュール等も示して行った上で、特段問題もなく、その部分というのは全く変えずにやっておりましたので、後ほどのヒアリングにおいても、その点について、事業者さんから特段コメントというのはございませんでした。

○小尾副主査 分かりました。確かにちょっと規模がやはり大きくて、恐らく900人月ぐらいはかかっているのではないかと思うのですが、トータルで。それだけの人をアサインできるベンダーさんって、それほどたくさんあるわけではないと思いますので、今後どうやって競争性を上げていくか、何かアイデアとかはございますか。

○小鷲参事官 先ほど、少し説明をさせていただきましたが、新たな取組として、いろいろな形で私どもはコンソーシアムですとか、JVといったものを積極的に入れていきます。

それで現に、今回の事業よりもさらに大きな規模のものを、実はＪＶで落札して、既存業者ではないところが取ったという実績もあります。この辺のところをさらに精緻化して、そういう形で単独ではなくても、チームとしていろんな形で参加しているところと、いうのを促していくということを進めていきたいと考えております。

○小尾副主査 分かりました。今回は、まだシステムを使っていくと思いますので、いつ次の話になるかなというのは、ちょっと見えない可能性はあると思いますが、そのときの状況を踏まえて、ぜひ検討いただければと思います。

○小鷲参事官 承知しました。

○川澤主査 ありがとうございます。ほかの先生方はいかがでしょうか。

特にないようでしたら、全ての審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことがあれば、お願いいたします。

○事務局 事務局からは、特段ございません。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、市場化テストを継続する方向で監理委員会に報告することといたします。委員の皆様、いかがでしょう。

（「異議なし」の声あり）

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、事業評価案の審議は以上となります。本日は、どうもありがとうございました。

○小鷲参事官 ありがとうございます。

（警察庁 退室）

※ 議事録中、同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがある情報については「○」、「・・・」表記としている。

— 了 —